

滝川市スポーツセンター

夏期指定種目

●第1体育館(5月～10月)
区分 午前 午後1 午後2 夜間
9時～12時 12時～15時 15時～18時 18時～21時
月 休 館 日
火 ミニバレー 自 由 バドミントン
自 由 バレーボール
水 バドミントン 卓球・自由 自 由 バドミントン
木 自 由 自 由 自 由 バレーボール
金 バドミントン 卓球・自由 自 由 バドミントン
土 自 由 自 由 自 由 自 由
日 自 由 自 由 自 由 自 由

海洋センターオープン

流れが穏やかなラウネ川でカヌーなどを体験してみませんか。初めての方でも、カヌーやローボートなどの水上スポーツが楽しめます。

●第2体育館(5月～10月)
区分 午前 午後1 午後2 夜間
9時～12時 12時～15時 15時～18時 18時～21時
月 休 館 日
火 バドミントン 自 由 バドミントン
自 由 バスケット
水 自 由 自 由 自 由 バスケット
木 バドミントン 自 由 自 由 バスケット
金 バドミントン 卓球・自由 自 由 バドミントン
土 自 由 自 由 自 由 自 由
日 自 由 自 由 自 由 自 由

開館時間 9時～17時
休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)
利用料金 1時間当たり
小・中学生 高校生以上
市内 120円 260円
市外 190円 400円

その他 団体利用や天候によって利用できない場合もありますので、事前に電話でご確認ください。また、衣服などがぬれる場合がありますので、着替えをお持ちください。

●B & G 海洋センター Tel 23—4194



応じています。

●関くらし支援課 Tel 28—8012、
札幌法務局滝川支局 Tel 23—2330

マイナンバーカードの出張申請受付を行っています

市内の事業所や団体に、市職員が出向いてマイナンバーカードの申請受け付けを行います。申請書の受け付けおよび本人確認を行い、さらに顔写真の撮影も無料で行います。

カードは約1か月後に出来上がり、自宅への郵送か職場へのお届けを選べるため、市役所に出向くことなく、受け取ることができます。

対象 市内に事業所を置く企業または市内で活動する団体 ※おおむね5人以上の申請希望があることを条件とします。

○出張申請希望日の10日前までにお申し込みいただき、平日の10時～16時の間で希望する時間をお伝えください(月曜日および12時～13時を除く)。

○申し込み後、日程調整や事前準備、会場確認等の打ち合わせを行います。

○申請希望者名簿を提出していただきます。

○会場および机・いす等の備品を用意していただきます。

健康運動教室(ストレッチポール・楽しくストレッチ・シニア元気体操)

ストレッチポール・ストレッチーズ(伸縮性のある特殊な布)・バランスボールなどを利用し、肩こり・腰痛予防、姿勢改善やウエストの引き締め、骨盤底筋のトレーニング、転倒予防、脳トレを含めたゲームなどを楽しく行う教室です。

コース	日程	時間
①ストレッチポール	5月6日(金) 13日(金) 20日(金)	10時30分～11時10分
②ストレッチポール 自重トレーニング	5月7日(土)	10時30分～11時30分
③楽しく ストレッチーズ	5月11日(水) 18日(水) 5月10日(火)	13時30分～14時30分
④シニア元気体操	5月31日(火)	

場所 滝川市スポーツセンター
第1体育館 会議室
対象 ①～③ 18歳以上 ④ 60歳以上
定員 各回10人
受講料(1回当たり) ① 300円

禁止されています。焼却による悪臭や煙などは周囲の住民に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因にもなります。

また、ごみを道路、山林、他人の土地に捨てることも絶対にやめましょう。

これらの行為に対しては、法律により厳しい罰則、罰金が適用される場合もあります。ルールを守り、よりよい環境づくりに努めましょう。

●関くらし支援課 Tel 28—8013



水道メーターの取り替え

計量法に基づく有効期限が満了になる水道メーターの取り替えを行います。対象となる各事業所、ご家庭には事前に文書で連絡します。

取り替え期間は、5月下旬から10月下旬までを予定しています。

円 ②～④ 500円

※受講料は当日に徴収します。
申込方法 開催日前日までに、窓口または電話でお申し込みください(火・土曜日9時～17時/祝日を除く)。

●滝川市スポーツ協会 Tel 23—4617

生活



人権・困りごと無料相談所

日時 6月1日(水) 13時～15時
場所 市民交流プラザ2階 交流ルーム1
相談機関 滝川人権擁護委員協議会

相談内容 いじめ、新型コロナウイルス感染症に関連する差別、家庭内の問題、近隣間のもめ事、職場の人間関係など
申込方法 札幌法務局滝川支局まで、事前にお申し込みください。

※相談無料、秘密厳守

●関くらし支援課 Tel 28—8012、
札幌法務局滝川支局 Tel 23—2330

5月は「消費者月間」です

令和4年度統一テーマ
「考えよう！大人になるとできること、気を付けること」18歳から大人に」

す。

なお、家屋の改造や取り壊しなどを予定している方は、水道企業団にお知らせください。

●関中空知広域水道企業団 Tel 53—3840

所得・課税証明書の交付について

令和4年度所得・課税証明書の交付は納税通知書の発行日以降になります。市・道民税を納付書で納付している方(普通徴収)は6月10日(金)から、勤務先の給与から引き去りとしている方(特別徴収)は5月13日(金)から

の交付となります。なお、普通徴収の方については、6月1日(水)～9日(水)の期間は「見込み」として証明書を交付します。

●関税務課 Tel 28—8019

上場株式などの配当所得・譲渡所得がある方へ

令和3年分所得税の確定申告において上場株式などの配当所得・譲渡所得があった方は、申告書を市役所に提出することにより、市・道民税において配当所得・株式等譲渡所得を含めるかどうかを選択することができます。

対象 上場株式の配当所得・株式等譲渡所得のいずれかがあり、

毎年5月は「消費者月間」です。本年4月1日から成年年齢は18歳となりました。できることが増える分、責任も生じるため、消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また、未来や他者のための消費行動が最終的に良い社会形成につながります。この現状を踏まえ、「今だけ」「こだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、社会全体のことを考えた消費生活を考えてみませんか。

●関くらし支援課 Tel 28—8012

人権擁護委員はみんなの街の相談役です

人権擁護委員は、人権についての啓発活動のほか、地域の皆さんから人権に関する相談を受けるなどの活動を行っています。差別やいじめ、虐待などさまざまな相談に応じており、内容についての秘密は守られます。

人権擁護委員

●丸山 健さん(大町)
●塩尻 文子さん(明神町)
●斎藤 寛さん(有明町)
●高嶋 弘美さん(黄金町)
●窪之内 美知代さん(江部乙町)
●深澤 京子さん(大町)

なお、法務局でも随時相談に

その所得から市・道民税の配当割・株式等譲渡所得割がそれぞれ源泉徴収されている方

手続方法 市・道民税に配当所得・株式等譲渡所得を含めないことを選択する場合は、令和4年度の納税通知書が送付される日までに、確定申告とは別に住民税申告の手続きをお願いします(確定申告書の控えをお持ちください)。なお、確定申告の際に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択した場合は、手続き不要です。

手続場所 税務課(市役所3階)3番窓口

●関税務課 Tel 28—8019

福祉



献血にご協力を お願いします

日時・場所 5月27日(金) 9時30分～11時 滝川警察署(緑町)

●関福祉課 Tel 28—8024

